

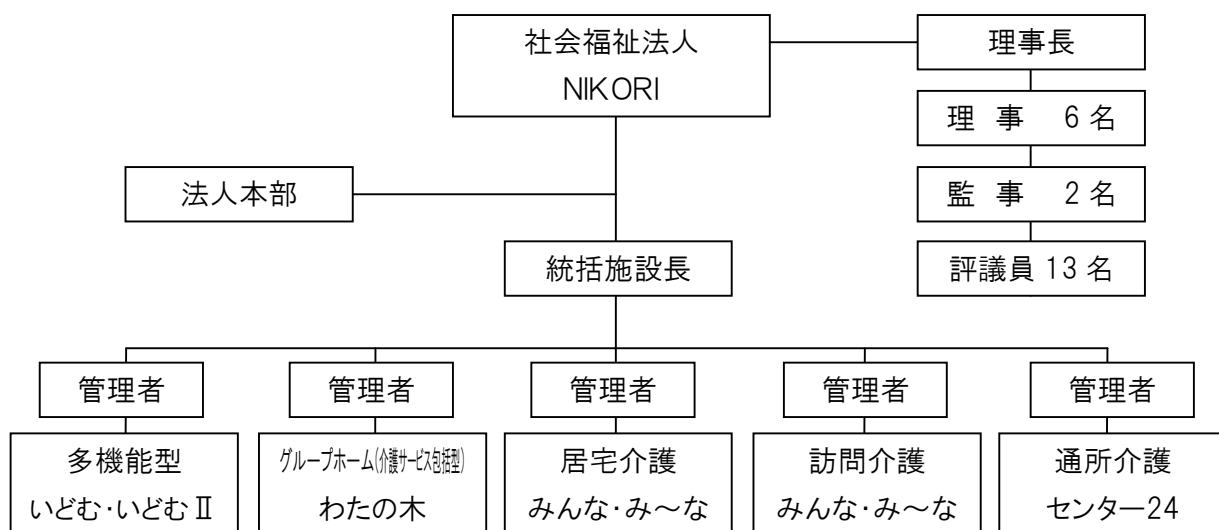
1 はじめに

法人の設立・事業開始から3年半が経過し、新たに迎える今年度。この間、地域の一資源として社会福祉法人NIKORIの認知度は徐々に高まり、事業を利用している利用者ご本人とご家族を始め、近隣地域住民の方々や関係諸機関の方々等、たくさんのお力添えを頂き、支えられながら事業展開を進めている。

平成25年4月、障害者総合支援法が施行され、平成26年には重度訪問介護の対象者拡大とグループホームの一元化がなされ、障がい者を取り巻く制度や状況が、めまぐるしく変化している。また、国においては、社会福祉法人のあり方について、スケールメリットを前提とした社会福祉法人の大規模化・吸収合併等が検討されているが、当法人においては、制度に振り回されることなく、地域に開かれた社会資源の一つとして、地域社会に安心を提供することが求められている。既存の実施事業に留まらず、時代に即した実践を重ね「法人・福祉事業体は“誰のために”、“何のために”、“どうあるべきか”」を、常に問い続ける役職員集団であることが求められている。

『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』を掲げ、障がいのある方々の地域生活の実現及び一般就労の継続を主軸とした支援を中心に、高齢者及び障がい者の在宅生活を継続するために必要な福祉サービスを構築し、一人一人の利用者に寄り添い、思いを具現化することを目指すことが法人に課せられた使命であると考え。利用される方一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える法人運営を実現することに努めていく。

2 法人の組織



3 理事会・評議員会の開催

①理事会の開催

平成 27 年 5 月・8 月・12 月・平成 28 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の理事会をその都度開催する。

②評議員会の開催

平成 27 年 5 月・8 月・12 月・平成 28 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の評議員会をその都度開催する。

4 監事による監査

年 4 回、処遇・会計の状況について、監事による監査を実施する。理事会開催月に監査を行い、法人の財産状況及び運営状況について、理事会及び札幌市長に報告する。

5 事業運営

- ①第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 センター24 の運営
- ②第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (居宅介護事業)みんな・み～なの運営
- ③第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (重度訪問介護事業)みんな・み～なの運営
- ④第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (行動援護事業)みんな・み～なの運営
- ⑤第二種社会福祉事業 移動支援事業 みんな・み～なの運営
- ⑥第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (共同生活援助事業)わたの木の運営
- ⑦第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (自立訓練[生活訓練]事業)いどむの運営
- ⑧第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (就労移行支援事業)いどむの運営

6 本年度の重点施策

- (1) 長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化
 - ①経営基盤強化のための事業の見直し・検討と実施
 - ②理事会及び法人本部機能の強化
 - ③各事業の組織強化に向けた、人材の安定確保とマンパワーの育成
- (2) 旧会計基準から新会計基準へ
 - ①平成 27 年 4 月より新会計基準へ移行することから、新会計ソフトの導入とスムーズな運用に努める。
- (3) 事業の定着・安定化
 - ①各事業の安定・継続した利用者の確保及びサービスの質の向上
 - ②新規生産活動及び就労先事業所の開拓等

- (4) 利用者サービスの向上とコンプライアンス(法令順守)の徹底
 - ①利用者の意向に基づく個別支援計画等の策定
 - ②利用者の権利擁護の堅持・関係法令及び法人規程の遵守等
- (5) 人事管理の充実
 - ①職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な人材育成を目的とした、人事考課制度の適正運用
 - ②職員各自の職責に基づく職務履行及び組織的履行の徹底・OJT／OFF-JTを含めた職員研修の充実

7 地域ネットワークの構築と強化

安心で豊かな暮らしを継続して提供するために、これまで作り上げた地域支援システムの見直しと再構築に向け、地域ネットワークの強化に努め、権利擁護、健康、居住、日中活動、就労、余暇、防災、防犯、コミュニケーション等、あらゆる角度からの利用者支援に向けて活動を行う。

8 職員技能及び専門性の向上

福祉サービスに携わる支援者として質の向上を目指し、各種研修会への参加を積極的に行う。また、研修報告を充実させ職員間で情報を共有することにより、日常の支援業務にフィードバックすることの重要性を考え、一人一人のスキルアップを目指していく。

- (1)研修会の実施及び参加
 - ①中央情勢についての情報収集を行い、制度改革についての知識を得る。
 - ②利用者支援に必要な、様々な知識やスキルを学ぶ。
 - ③事業運営管理を行える職員育成のため、外部・内部研修を充実させる。
- (2)地域ネットワークの強化
 - ①地域の関係機関等との会議に積極的に参加することにより、広い視野と支援ネットワークを構成出来るような人材を育成する。

9 広報活動の充実

社会に広く認知される開かれた社会福祉法人を目指し、昨年度末に開設したホームページでの情報発信を始め、社会福祉法人に求められている情報開示に努めることが出来るよう、機関誌等の検討を重ねていく。

平成27年度 いどむ事業計画 重点課題

知的障害者通勤寮～宿泊型自立訓練(生活訓練)事業～多機能型事業所【宿泊型自立訓練(生活訓練)事業「いどむ」、プラス自立訓練(生活訓練)事業及び就労移行支援事業「いどむⅡ」】と、法制度の改正にともない制度の内容・名称等の変更が行われてきたが、その間一貫して障害のある仲間たちの一般就労と地域生活の実現を目指して、必要な支援を提供してきた。

いどむは、働きながら地域で暮らすために必要なスキルを身に付ける“訓練の場”として、地域生活への入口と位置付けられる。一人一人の個性に添った支援を行う中で『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』の実現を目指し続けていく。札幌で働き・暮らしたいと願う仲間たちの 地域生活への確実な移行・実現と一般就労への定着・継続していくことを中心に支援していく。また、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズに対し、訓練施設としてのノウハウを活用し各々の状況に応じ柔軟に対応していく。

いどむⅡ共々、障害のある仲間たちが地域で生活し続けるという共通理解のもと、多機能型事業所として、今後とも挑戦を続けていきたい。

【いどむ】 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業

- 就労支援～社会人として一般企業で働き、雇用されることを目指し、定着と安定に繋げる（一般就労・福祉的就労）
 - ・ 就労定着…職場開拓、職場訪問、雇用の調整、問題発生時の対応・解決、意欲の継続（相談・助言）等
 - ・ 他諸機関との連携…高等養護学校、ハローワーク、職業センター 等

- 生活支援～日常の暮らしを通じて、社会人としての自覚とスキルを高めることにより確実に地域での生活へ繋げる
 - ・ 個別支援計画の作成…状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価
 - ・ 生活スキルトレーニング…基本的な生活スキル、金銭管理、健康管理、人間関係の調整等
 - ・ 経済基盤の確立…雇用の安定、賃金、障害基礎年金受給 等

平成 27 年度 いどむⅡ 事業計画 重点課題

“利用する一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える”法人を目指し、設立した社会福祉法人NIKORI。「いどむⅡ」自立訓練(生活訓練)事業[定員 6 名]及び就労移行支援事業[6 名]は、「いどむ」宿泊型自立訓練(生活訓練)事業に併設、多機能型事業所として、日中活動の場の提供を通し、地域社会の生活に溶け込めるよう、様々な形での社会参加に向けた支援を行っている。今年度は引続き作業種の拡大を図るとともに、活動メニューの工夫と広報活動に重きをおき、更に就労支援の推進にも力を注いでいきたい。地域で暮らし続けることを願う多くの方達に利用して頂ける場となるよう、活動を展開していきたいと考えている。『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』のスローガンの下、地域の社会資源として広く認知されるため更なる努力を行っていく。

【いどむⅡ】就労移行支援事業、自立訓練(生活訓練)事業

● 「利用者の確保」「広報活動を重視」

- ・ 高等養護学校への巡回・情報交換・連携、相談支援事業所との情報交換・連携、地域資源(マンパワー)の活用等
- ・ 積極的広報活動の展開

● 「活動メニューの工夫と充実」

- ・ 作業種の拡大～作業内容の再考、収益をあげる工夫と利用者への還元。福祉車両の有効活用。
- ・ 就労支援機能の強化 ～ 就労を目指す利用者に対し就業生活実現に向けた現実的、精神的サポート。
- ・ 安定した地域生活の実現と継続 ～ 心身の健康を保ち、基本的な生活スキル・社会でのルールやマナー等を身につけエンパワメントを発揮。
- ・ 通ってみたい、毎日通いたい ～ 常に現状を把握、より高い専門性を持って様々なニーズに応えていく。調理実習・季節の行事(お花見昼食会・新春初詣他)等変化をつけたメニューの提供。

● 「ニーズの把握」

- ・ 個別支援計画の作成(状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価)、ご家族とのつながり

平成 27 年度 事業計画 重点課題

基本方針

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行後、グループホームの一元化、サービス等利用計画案作成の対象者拡大など、障害者福祉を取り巻く法律の改正が進められている。今後、相談支援事業所等、関係機関との密な連携が重要となってくる。利用者一人一人の地域生活が、より充実した、長期的に維持可能なものとして展開することが出来るよう、職員の意識改革とスキルアップが求められている。

わたの木(定員 53 名)においては、利用者の暮らしの安定と就労の継続につながるよう、生活面においては、世話人・生活支援員の連携を深め、個別支援計画に基づいた暮らしの基礎(整容・掃除・洗濯・整理整頓等)や他者とのコミュニケーション・金銭管理等、地域での暮らしに必要な能力を身に付けることが出来るよう支援を行っていく。就労面においても、日常生活や個別モニタリングの中から、現在の目標や課題を確認し合い、必要に応じて職場訪問を適宜実施し、就労の継続につなげていく必要がある。

□ 日常生活の充実

- ・個別支援計画…利用者の抱える課題・今後の目標を支援員・利用者共に明確に理解し、課題解決・目標達成にむけ前向きに取り組んでいくため、個別支援計画(個人目標の設定・アセスメント・個別支援計画の作成、実施)をたて、モニタリングを行う。必要に応じて計画を修正し、相談支援事業所との連携を密にとり、より分かりやすく実践的な目標設定を行う。
- ・身辺処理…暮らしの基本である「洗面・入浴・掃除」などを、利用者の勤務形態や生活の場に応じて、可能な限り自発的にできるよう支援していく。
- ・金銭管理…『労働＝賃金＝生活』の関係を体得し、計画的使用ができるよう支援する。
- ・健康管理/健康診断…健康が就労の条件であり、維持には食生活が大切であることを理解する。

□ 職場関係

- ・職場訪問…定期的、あるいは必要な場合はその都度訪問し、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。更に、職員間で情報を共有することで、利用者への理解を深めていく。
- ・失業者への対応…現在失業者 0 名だが、福祉的就労の増加、短時間労働や最低賃金減額特例該当の就労増加等、厳しい状態が続いている。失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。
- ・中高齢化への対応…年齢・健康・就労能力を把握し、適正な就労環境を提供すること・職場の理解を促進すること・福祉的活動を組み合わせ、できる限り就労を継続できるよう支援していく。

□ 自主活動

- ・ナッツの会…利用者・地域生活者・職員合同親睦会。相互の親睦を図り情報交換の場作りを目指す。
- ・ナッツミーティング…月 1 回、意見交換の場として、生活していくうえでの知識・情報を得ると共に、仲間としての連帯感、自己認知を深める場として活用していく。
- ・環境美化…リフレッシュ&クリーンデー:本人のエンパワメントを養うことを目的とし、年に 3 回ほど実施し、清掃・整理整頓を行い、暮らしやすい環境を整える。

□ 保護者・各種関係機関との連携

必要に応じ、保護者との話し合いを持ち、相互理解を深め協力を得ると共に、家庭状況の把握、本人の望む地域生活への道を探る。年 1 回(6 月第 1 日曜日)保護者会を実施し、利用者及び当法人の近況、更に国の障害者施策等への共通理解に繋げる。また、保護者不在の利用者の増加や、利用者・保護者の高齢化に伴い、成年後見人制度の活用も視野に入れる。

平成 27 年度事業計画 骨子 (みんな・み～な)

平成 27 年度は介護保険、障害福祉サービス双方の報酬改定が行われる。介護保険制度においては、平成 29 年度までに介護予防サービスの地域支援事業への移行が明確に示され、要介護者に対する支援についても、生活援助サービスを NPO、ボランティアのサービスへ委託する案が示されている。介護保険、障害福祉サービス双方とも中重度の要介護者、障がい者へ対応強化が謳われる一方で、生活援助・支援が軽んじられる傾向にある。行政の示す報酬単価に基づいて、要支援者、ADL の高い障がい者への支援を行うということは、本人の訴えに耳を傾けること、心身の状態を把握すること、生活環境に目を配る時間的な余裕を一切持たず家事業務、介護業務のみに従事することを意味している。目前の中重度者への支援強化は必要であるが、将来的に困難な生活状態・介護状態になり得る高齢者、障がい者の方への視点が欠如した問題先送りの施策に感じられる。何のために福祉はあるのかを今一度考え、常に忘れず支援に当たって行きたい。

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

訪問介護事業の運営も事業開始から 3 年を経て、居宅介護支援事業所の認知、地域包括支援事業所との関係性も深まってきた。今年度はスタッフの介護技術や疾病の理解向上を図り、身体介護サービスや、慢性疾患のある方への対応ができる事業者としての信頼を深めたい。

居宅介護事業及び札幌市移動支援事業

計画相談の本格的な実施に伴い、これまで以上に関係機関との連携、情報提供を密に行い、利用者の生活全体や将来を見渡すことのできる支援を行って行く。単なる紙面上での計画書、モニタリング作成に終始せず、実際の支援に反映される計画、支援評価を実施していく。

サービス提供体制の整備

昨年度は介護保険、障がい福祉サービス共に、コンスタントな新規利用依頼の問い合わせがあったが、各曜日、各時間帯が飽和状態となり、その依頼を受けきれない状況に陥っていた。今年度はサービスやスタッフ派遣の配置を再検討し、新しいサービス依頼や、緊急時のサービス希望にも柔軟に対応できる体制の整備に当たりたい。

平成27年度

センター24（老人デイサービス）事業計画 重点目標

平成27年度は、介護報酬改定と制度改正とで、デイサービスの環境は大激変する。介護報酬は、全体で▲2.27%だが、収支差調査でデイサービスは収支差率が10%で高い収入と捉えられている。

制度改正では、予防給付（要支援1・2）の利用者が平成27年から3年間で介護予防・日常生活支援総合事業（通称：総合事業）に完全に移行される。

総合事業の受け皿となる事業は、ボランティアスタッフが中心となりアマ集団である。介護事業者はアマではなく、プロの仕事と考えなければならない。長時間のお預かり型サービスが低評価となり、短時間の機能訓練型が高評価となる傾向が、平成24年度の介護報酬改定から顕著になっている。

通所介護を含めた居宅サービスに求められる機能は『生活機能の維持・向上』である。それには、①心身機能の維持・向上②活動の維持・向上③社会参加の促進の3つが含まれる。

平成27年度は、「個別アセスメント」と「メニューの目的化」の2点を重点に進める。また介護報酬が約8%減になると予測されるので、月間延利用者数400名を目標にしたい。

【アセスメントに基づく個別サービス計画】

利用者一人ひとりの生活歴が違い、心身の状態やこれから望む生活も違う。個別アセスメントを行い、どのようなプランが適切かを作成したい。午前は静的な活動、午後は動的な活動を中心にバランスのとれたプログラム構成としたい。館内ではBGMを流し、落ちついた雰囲気ややすらぎ感を演出する。

さらに個人のニーズやアセスメントにより身体的、社会的、知的、情緒・精神的な目標を設定し、各個人に最適なプログラムを提供する。また比較的重度の要介護者が多くなっている現状から、精神的な支援も必要になってきているので関係機関とより綿密な連携を取っていく。

【生活相談】

独居の利用者が増えてきており、食事や服薬など自分でできない人が多くなっている。関係者との連携で情報を共有し対応していきたい。

認知症状が顕著な利用者が多くなってきたり、ご家族の負担も大きくなってきている。ご家族を交えての勉強会を計画したい。

【職員の質の向上】

介護専門職としての知識、技術向上のために資格取得を目指す。特に認知症に対する予防プログラムの学習と実践に重点を置く。

コミュニケーション能力を養い利用者やご家族とさらに緊密な関係を構築したい。